「障害者手帳」がなくても、大丈夫。新しい一歩を踏み出すためのロードマップ

福祉サービス利用へのパスポート「受給者証」取得ガイド



IDEND

NotebookLM

こんな不安、ありませんか？



「働きたい気持ちはあるけど、
障害者手帳を持っていない…」

「手続きが複雑そうで、
何から始めたらいいかわからない…」

その不安、ここで解消できます。

実は、障害者手帳がなくても、就労支援サービスは利用できます。

NotebookLM

あなたの「働きたい」を叶えるパスポート、「受給者証」

障害者手帳との違いは？



障害者手帳（Disability Handbook）

主に、税金の減免や公共交通機関の割引などの制度を利用するためのもの。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類。



受給者証（Eligibility Certificate）

就労継続支援B型などの**障害福祉サービスを利用するために必要な証明書**。

重要なポイント：

障害者手帳がなくても、**医師の診断書があれば受給者証**は申請できます。

NotebookLM

受給者証を手に入れるまでの、6つのステップ

1

相談：相談支援事業所に相談

2



診断書：医師の診断書を取得

3



計画作成：サービス等利用計画案の作成

計画作成：サービス等利用計画案の作成

4



申請：市区町村の窓口で申請

5



審査：審査・認定

6



交付：受給者証の交付！

NotebookLM

旅の準備：申請に必要な「持ち物」リスト

申請には、主に3つの書類が必要です。



医師の診断書または意見書

精神科や心療内科の医師に作成を依頼します。これが「障害者手帳に代わる証明」になります。「障害福祉サービスを利用したい」と伝えるとスムーズです。



サービス等利用計画案

どのサービスをどのくらい利用するかを記載した計画書です。地域の「相談支援事業所」の専門員が作成をサポートしてくれます。



申請書

市区町村の障害福祉課の窓口で受け取るか、ウェブサイトからダウンロードできます。

NotebookLM

持ち物チェックリスト：これさえあれば安心

- [] **医師の診断書・意見書**：主治医に依頼
- [] **サービス等利用計画案**：相談支援事業所が作成
- [] **申請書**：市区町村の窓口またはWebサイトで入手
- [] **マイナンバーカード**：または通知カード
- [] **印鑑**
- [] **本人確認書類**：運転免許証、健康保険証など



ワンポイントアドバイス

自立支援医療受給者証を持っている場合、申請がスムーズになることがあります。

NotebookLM

あなたの旅を支える、頼れるパートナー

「相談支援事業所」とは？

「サービス等利用計画案」の作成など、
申請手続きをサポートしてくれる専門機関です。
お住まいの地域に必ずあります。



相談支援専門員

あなたの状況や希望をヒアリングし、最適なサービスを一緒に考え、計画案を作成してくれます。

まずは地域の「相談支援事業所」に連絡することから、
あなたの新いらしい一歩が始まります。

NotebookLM

ロードマップ詳細①：準備から計画まで





1

STEP 1: 相談支援事業所に相談

お住まいの地域の事業所に連絡します。担当の専門員が、あなたの状況を丁寧にヒアリングしてくれます。



2

STEP 2: 医師の診断書を取得

かかりつけの精神科・心療内科で、診断書または意見書の作成を依頼します。



3

STEP 3: サービス等利用計画案の作成

相談支援専門員が、あなたの希望や状況をもとに「サービス等利用計画案」を作成します。

NotebookLM

ロードマップ詳細②：申請からゴールまで



STEP 4: 市区町村の窓口で申請

準備した書類一式を持って、市区町村の障害福祉課（または福祉課）の窓口で申請手続きを行います。



STEP 5: 審査・認定

市区町村が書類を審査し、サービスの支給を決定します。場合によっては、調査員による聞き取り調査が行われることもあります。



STEP 6: 受給者証の交付

審査を通過すると、ご自宅に受給者証が郵送されます。
これで、就労継続支援B型事業所の利用が可能になります！

NotebookLM

どのくらい時間がかかる？申請から利用開始までの期間



一般的に、申請書を提出してから受給者証が交付されるまで、1〜2ヶ月程度かかります。

ご注意：こんな場合は時間がかかることも

- 障害支援区分の認定調査が必要な場合
- 市区町村の繁忙期（年度末など）
- 提出書類に不備があった場合

早めに利用を開始したい方は、余裕を持った申請をおすすめします。

NotebookLM

同じ道を歩んだ、Bさんの物語



Bさん（30代・女性）

背景：うつ病で通院中。障害者手帳はなし。主治医からB型事業所を勧められたのがきっかけ。

不安

「手帳がないから無理かも…」と最初は不安だった。

行動

主治医に「意見書」を書いてもらい、相談支援専門員のサポートを受けながら市役所に申請。

現在

無事に受給者証が発行され、週2回、事業所で手芸の作業をしながら生活リズムを整えている。

> 「手帳がなくても利用できると知って、本当に安心しました。」

NotebookLM

あなたは当てはまる？「新しい一歩」へのセルフチェック

**ひとつでも当てはまる方は、受給者証を取得することで、
あなたの可能性が広がります。**

- ☐ 障害者手帳は持っていないが、医師から
就労支援を勧められた
- ☐ 就労継続支援B型などの障害福祉サービスを
利用してみたい
- ☐ 今すぐ一般企業で働くのは、まだ少し不安がある
- ☐ 自分のペースで、できることから始めたい



NotebookLM

私たちは、あなたの旅のガイドです

アイデンドの申請サポート体制

「何から始めればいいかわからない」「一人で手続きするのは不安…」
そんな時も、私たちにお任せください。



相談支援事業所のご紹介

あなたに合った計画相談事業所を一緒に探します。



申請同行サポート

ご希望に応じて、スタッフが市役所の窓口まで同行します。



見学・体験利用

受給者証の交付前でも、事業所の見学や体験が可能です。

スタッフより

「手続きが面倒そう…と諦めないでください。まずは『働いてみたい』という気持ちだけ持ってきていただければ大丈夫です。私たちが一緒にサポートします！」

NotebookLM

さあ、最初の一歩を、私たちと一緒に。

Noto Serif JP Regular は
「こんなことを聞いてもいいのかな？」どんな小さなことでも構いません。
あなたの不安や疑問に寄り添い、一緒に解決します。
ご相談はすべて無料です。

まずはお気軽にお問い合わせください。



お電話でのお問い合わせ（平日9:00-17:00）

アイデンド八戸：0178-32-0617

アイデンド十和田：0176-58-6257

お問い合わせフォーム

IDEND

NotebookLM